

西東京市公共施設等総合管理計画

～公共施設等マネジメント基本方針～



平成27年12月

西東京市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画とは	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の体系.....	1
4 計画期間	2
5 計画の対象施設等.....	3
第2章 本市の現状と課題	4
1 合併市特有の課題.....	4
2 人口推計	4
3 財政状況と将来見通し.....	5
第3章 公共施設等の現状と課題	9
1 市の公共施設等の保有状況	9
2 公共施設等の耐震化の状況	14
3 公共施設等の老朽化の現状	16
4 公共施設等のコスト推計	18
5 公共施設等の現状から予測される課題	22
第4章 公共施設等マネジメント基本方針	23
1 目標及び目標値	23
2 目標を達成するための基本的な対策	24
(1) 公共施設	24
<基本方針1> 施設総量の抑制	24
<基本方針2> 維持管理に係る費用負担の軽減.....	26
<基本方針3> 公共施設の計画的管理	27
<基本方針4> 公共施設等の跡地活用	28
<基本方針5> 各種財源の活用	29
(2) インフラ	29
<基本方針> インフラの計画的な管理	29
第5章 計画推進へ向けた取組	31
1 公共施設等マネジメント庁内推進体制	31
2 進行管理の仕組み.....	32
3 市民・議会への情報提供.....	32
4 市民意見聴取等	33
5 個別施設計画の策定	33
6 今後の進め方	33
巻末資料【用語解説】	34

1 計画策定の趣旨

我が国においては、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等（公共施設・インフラ）が今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理・更新等に要する多大な財政負担が予想されますが、地方自治体の財政状況は依然として厳しく、大きな課題となっています。

このような背景から、国はインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための計画として「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25（2013）年 11 月）を策定し、さらに「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26（2014）年 4 月）により、各自治体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請しました。

西東京市（以下「市」という。）においても、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、これまでも先駆的に取り組んできたところですが、厳しい財政状況の下、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正な配置を実現するために「西東京市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定することとしました。

市は、総合管理計画に基づき、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に推進することにより、将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立を目指します。

2 計画の位置付け

公共施設等の更新等には多大な財政負担を伴うことから、総合管理計画については、市の最上位計画である「西東京市第 2 次総合計画（基本構想・基本計画）」で掲げた理想のまち（将来像）を実現するための実行計画として位置付けるとともに、「西東京市第 4 次行財政改革大綱～地域経営戦略プラン～」で掲げた目指すべき将来像「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」の実現のために公共施設等の量的・質的適正化及び維持管理コストの適正化を図る基本計画としても位置付けます。

3 計画の体系

総合管理計画については、「公共施設等マネジメント基本方針」を全体方針とし、施設類型別の管理に関する方針等は個別施設計画において示します。

この全体方針と個別施設計画を合わせて、総合管理計画とします。

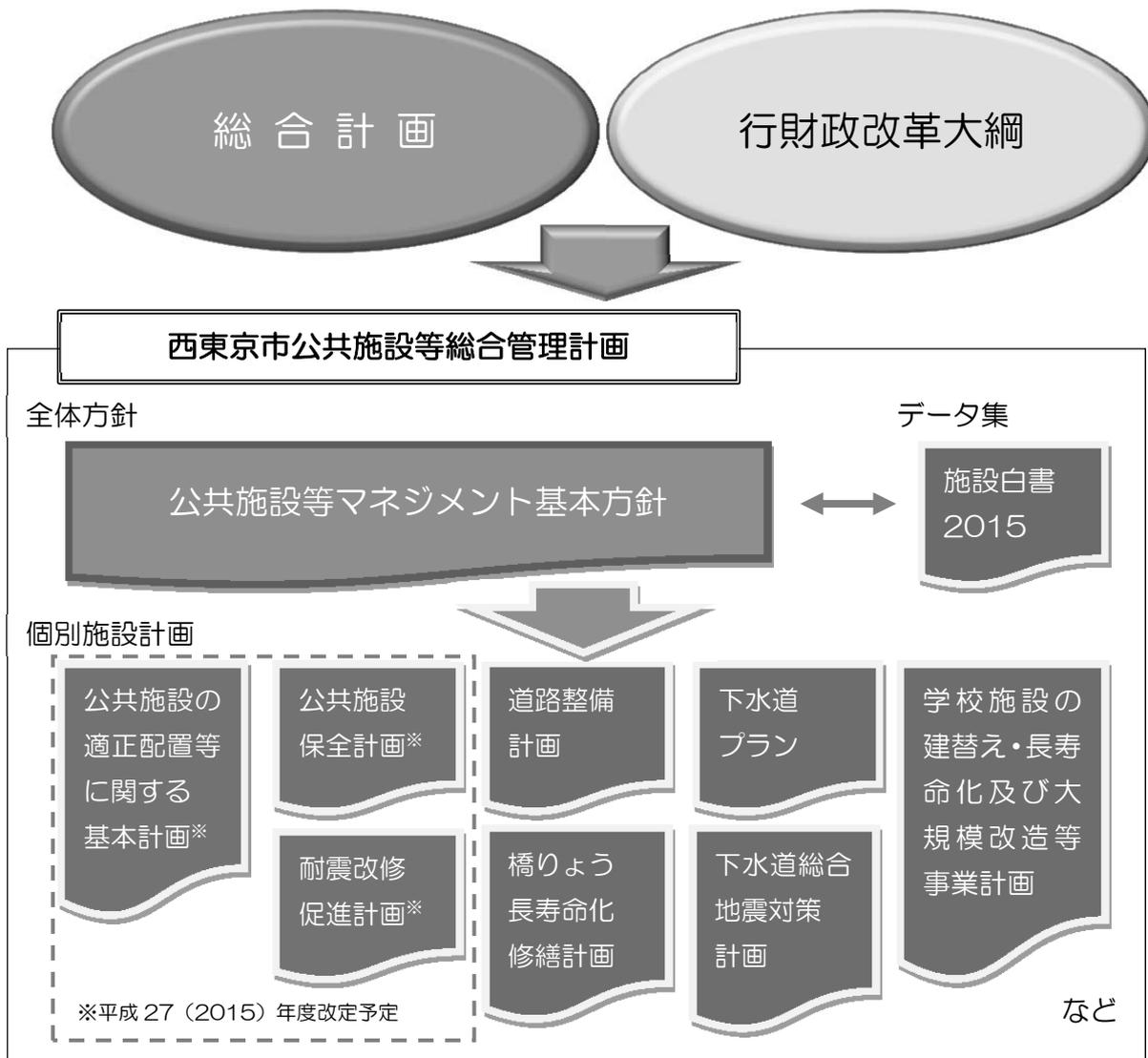


図 1 公共施設等総合管理計画の体系図

4 計画期間

平成 28 (2016) 年度から平成 45 (2033) 年度までの 18 年間

第 2 次総合計画の終期 平成 35 (2023) 年度までの 8 年間

第 3 次総合計画の計画期間 平成 36~45 (2024~2033) 年度までの
10 年間 (予定)

公共施設等の更新等には長期的な視点に立った取組が必要となりますが、あまりに長期間の計画とすると取組の具体性が欠けてしまう可能性があります。

このため、人口推計及び公共施設等の更新費用推計は 30 年間の長期を展望することとしますが、総合管理計画の計画期間については、平成 28 (2016) 年度から、次期総合計画 (第 3 次総合計画) の終期予定となる平成 45 (2033) 年度までの 18 年間の計画期間とします。

5 計画の対象施設等

総合管理計画の対象は公共施設及びインフラとし、それぞれを次のように定義付けます。

(1) 公共施設

「公共施設」とは、「施設白書 2015」の施設種別（市庁舎、図書館、公民館等）のうち、建物を有する施設とします。ただし、公園・緑地の施設分野については、公衆トイレや小屋等の建物は公共施設に含めますが、土地についてはインフラの扱いとします。

(2) インフラ

「インフラ」とは、主に社会基盤を形成する施設とし、道路、橋りょう、公園・緑地、下水道等をいいます。

【公共施設等】

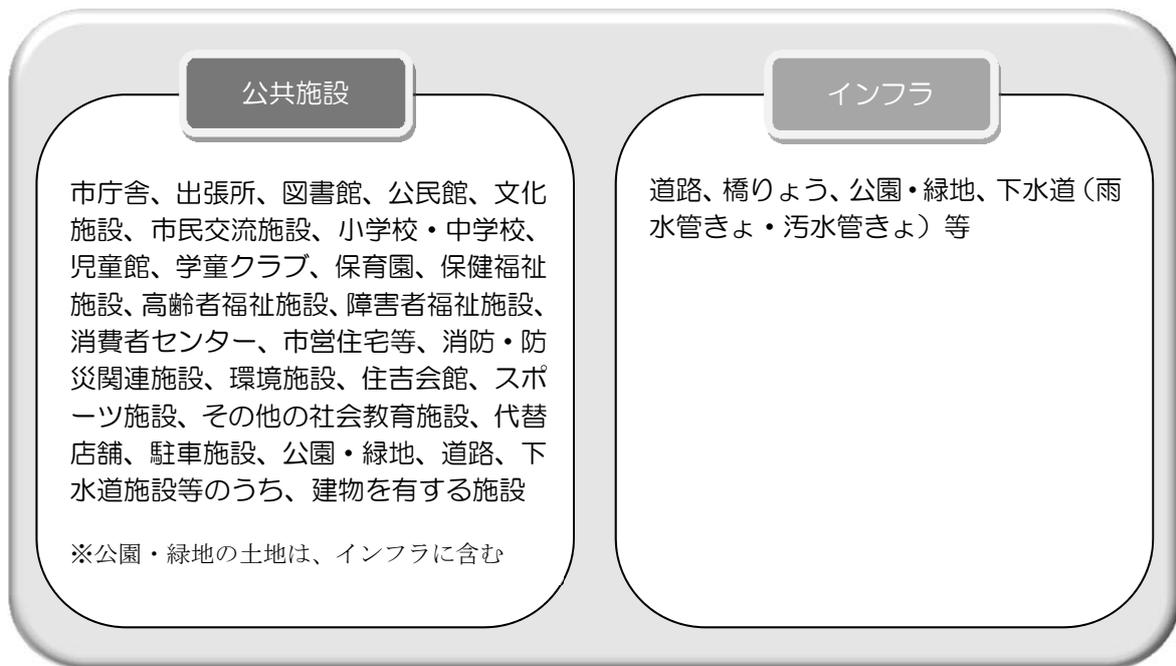


図 2 対象施設等

1 合併市特有の課題

市の公共施設は、合併前の旧田無市・旧保谷市が、それぞれの市域や規模に応じて配置してきた施設をそのまま引き継いだため、旧市境付近における同種施設の重複や、市域全体の配置バランスの偏り、小規模施設の多数配置など、合併市特有の課題があります。

新市建設計画において、「地域で重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し統合整備します。」としていたものの、未だに十分な成果をあげられていないことから、他の自治体と比較して、機能が重複している施設が少なからず存在しているものと考えられます。

2 人口推計

- 平成 27（2015）年から平成 57（2045）年にかけて、人口は約 0.5 万人減少、2.8%減
- 平成 57（2045）年の高齢者人口は約 6.9 万人（人口構成比 35.8%）で平成 27（2015）年よりも約 2.3 万人増加、50.2%増
- 平成 57（2045）年の生産年齢人口は約 10.5 万人（人口構成比 54.4%）で平成 27（2015）年よりも約 2.2 万人減少、17.8%減
- 平成 57（2045）年の年少人口は約 1.9 万人（人口構成比 9.8%）で平成 27（2015）年よりも約 0.6 万人減少、23.7%減

市の人口は増加傾向にあり、平成 32（2020）年にピークを迎え、約 20.4 万人に達しますが、その後減少に転じて、平成 57（2045）年には約 19.3 万人まで減少する見通しです*¹。

年齢階層別で見ると、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成 27（2015）年の約 4.6 万人（人口構成比 23.2%）から平成 57（2045）年には約 6.9 万人（人口構成比 35.8%）に達する見込みです。

一方で、15～64 歳の生産年齢人口と 15 歳未満の年少人口は一貫して減少し、生産年齢人口は約 12.8 万人（人口構成比 64.4%）から約 10.5 万人（人口構成比 54.4%）に、年少人口は約 2.5 万人（人口構成比 12.5%）から約 1.9 万人（人口構成比 9.8%）まで減少すると予想されます。

¹ 西東京市人口ビジョンによる

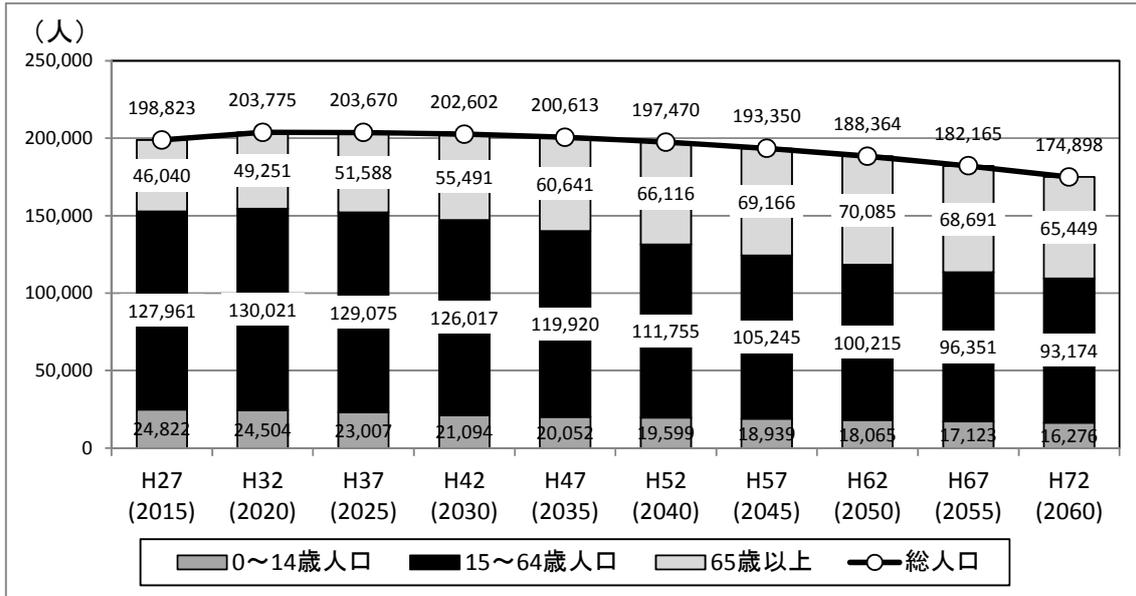


図 3 将来人口推計

3 財政状況と将来見通し

- 扶助費の増加等に伴う経常収支比率の悪化
平成 25 (2013) 年度 94.4% ⇒ 平成 26 (2014) 年度 96.1%
[1.7 ポイント上昇、財政の硬直化が進行]
- 国からの財政支援措置 (合併算定替) が平成 27 (2015) 年度で終了
- 公共施設やインフラ整備のための投資的経費の減少
- 公共施設の維持管理コストの増加

市の財政状況については、経常収支比率を見ると、年々悪化傾向にあり、義務的経費や経常的経費が増加することで財政が硬直化し、新たな市民ニーズへの対応余力が減少しつつあります。

歳入については、市税収入は近年ほぼ横ばいで推移していますが、今後は生産年齢人口の減少が予想されることから、大幅な伸びは期待できない状況です。また、合併に伴う国からの財政支援措置 (合併算定替) が、合併後 10 年間で段階的に縮減され、平成 28 (2016) 年度には通常算定による交付となります。この合併算定替による普通地方交付税の増加額は、平成 21 (2009) 年度決算で約 13.7 億円でしたが、平成 25 (2013) 年度決算では約 7.3 億円とほぼ半分に減少しており、今後の縮小につりあう経費の縮減を図る必要があります。

歳出については、平成 26 (2014) 年度の扶助費が、平成 13 (2001) 年度決算と比べて約 3 倍に増加しており、今後の少子高齢化の進展に伴い、さらに増加することが見込まれます。

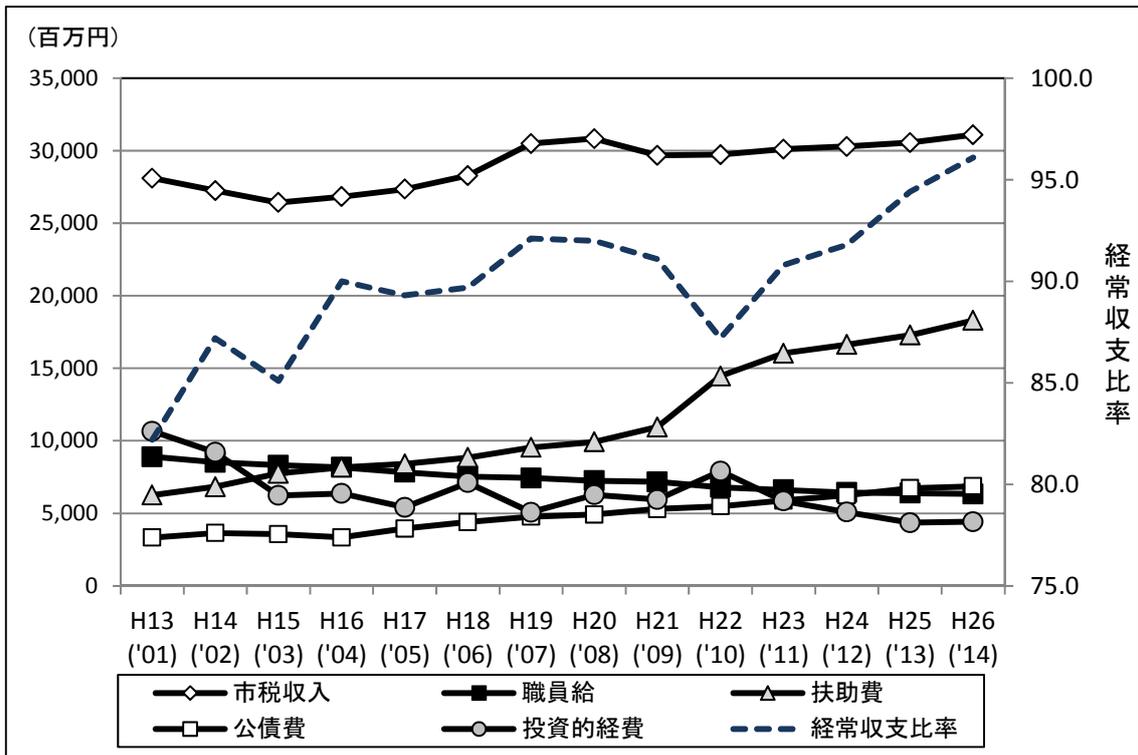


図 4 市の財政状況・主な性質別経費等の推移

公共施設やインフラ整備のための投資的経費は、平成 13(2001)年の合併以降、新市建設計画に基づく施設整備等により約 70 億円で推移していましたが、新市建設計画が終了した平成 23(2011)年度からは減少傾向にあります。

公共施設に要する経費については、平成 22(2010)年度以降は減少しており、近年では約 15 億円と平成 22(2010)年度以前の約 30 億円から半減しています。また、平成 23(2011)年度以降の新規整備事業は行っていませんが、施設の老朽化に伴い、保全改修に要する経費が増加傾向にあります。

インフラに要する経費については、平成 15(2003)年度以降、20~40 億円前後で推移しています。



田無庁舎



保谷庁舎

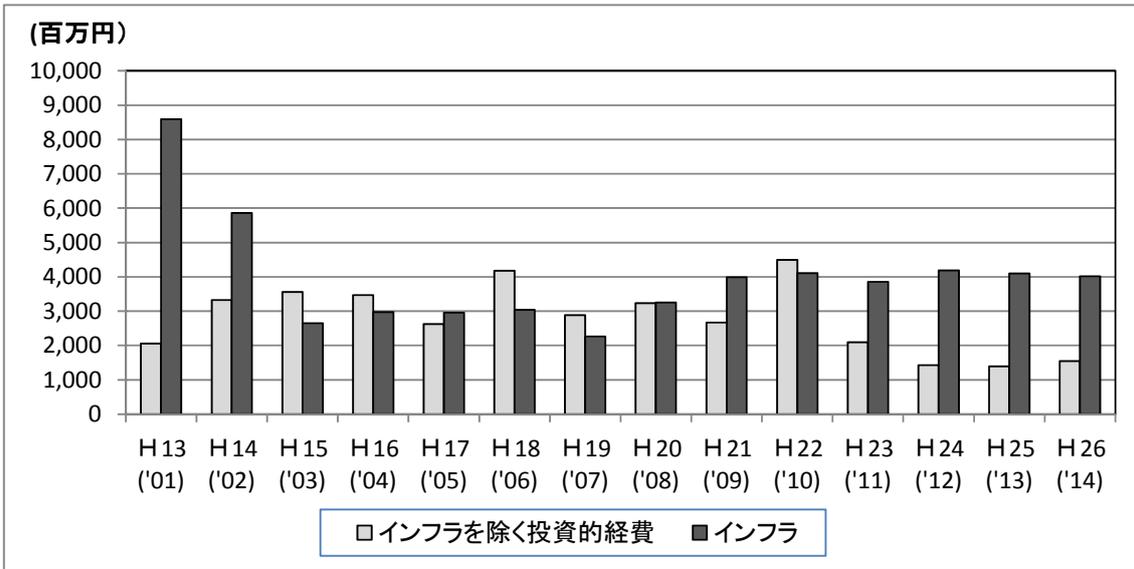


図 5 投資的経費の推移（災害復旧費を除く）

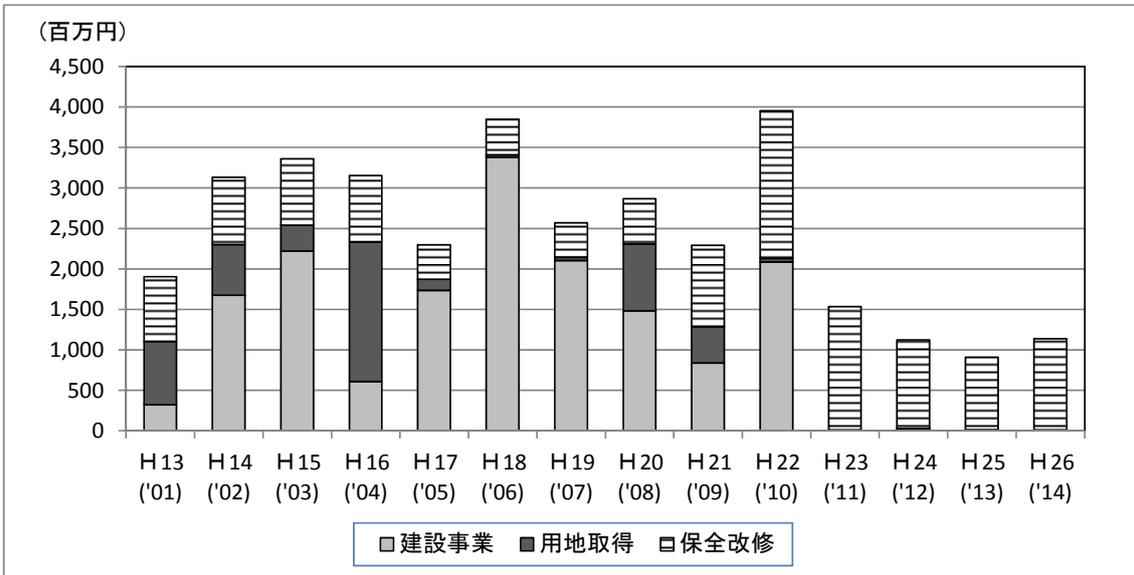


図 6 公共施設に係る投資的経費（災害復旧費を除く）内訳の推移

施設の維持管理に要する経常的な経費については、平成 25（2013）年度決算の普通会計で約 30 億円にのぼり、これは同年度の普通会計における歳出総額（約 651 億円）の 4%を上回る額となっています。過去 3 か年の経費総額は増加しており、内訳では需用費（修繕費、光熱水費）や委託費（清掃等）の割合が高くなっています。

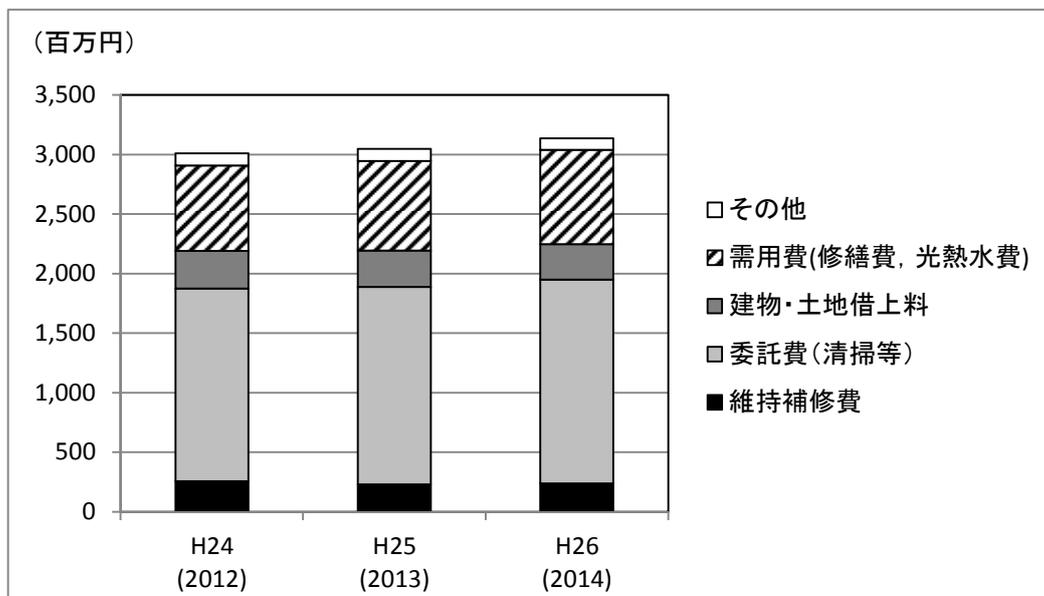


図 7 維持管理コストの推移

少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化等に伴う社会保障費の増大などにより、国においても財政の見直しが課題となる中、社会保障制度、地方行財政改革の取組については、重点分野として様々な議論がなされており、地方財政制度に対する国の動向を注視する必要があります。

市においても、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されており、このような状況の下で市民サービスの維持・向上を実現し、それを持続可能なものとしていくためには、支出の一層の重点化・効率化を図っていく必要があります。



西東京いこいの森公園



スポーツセンター

1 市の公共施設等の保有状況

(1) 市の保有土地・建物面積の推移

市の保有する土地面積は約 735,367 m²（道路を含めた場合 2,042,032 m²）、建物面積は 325,482 m²²で、市民一人当たり³にすると土地面積は 3.72 m²、建物面積は 1.65 m²となっています。

一人当たりの建物面積は、全国平均で 3.42 m²、東京都（市町村）で 2.03 m²⁴となっています。市の一人当たり面積がこれらの平均に比べて小さいのは、全国区市町村で 22 位（特別区を除くと 3 位）の人口密度や、住宅系の用途地域が市の 8 割以上を占め、大規模な施設立地がそれほど多くないことが大きな要因と考えられます。

平成 13（2001）年の合併以降、建物面積は約 13%、土地面積は約 7%（道路を含めた場合約 23%）増えています。建物の増加については、合併特例債等を活用した新規施設の積極的な整備により、新たな行政課題や市民ニーズに対応したことや、旧市事情、合併の経緯等に配慮し、機能が重複している施設を統廃合しなかったことが主な理由です。土地の増加については、合併特例債を活用した西東京いきいの森公園などの整備や宅地開発に伴う提供公園等の増加、都市計画道路の整備等によるものです。

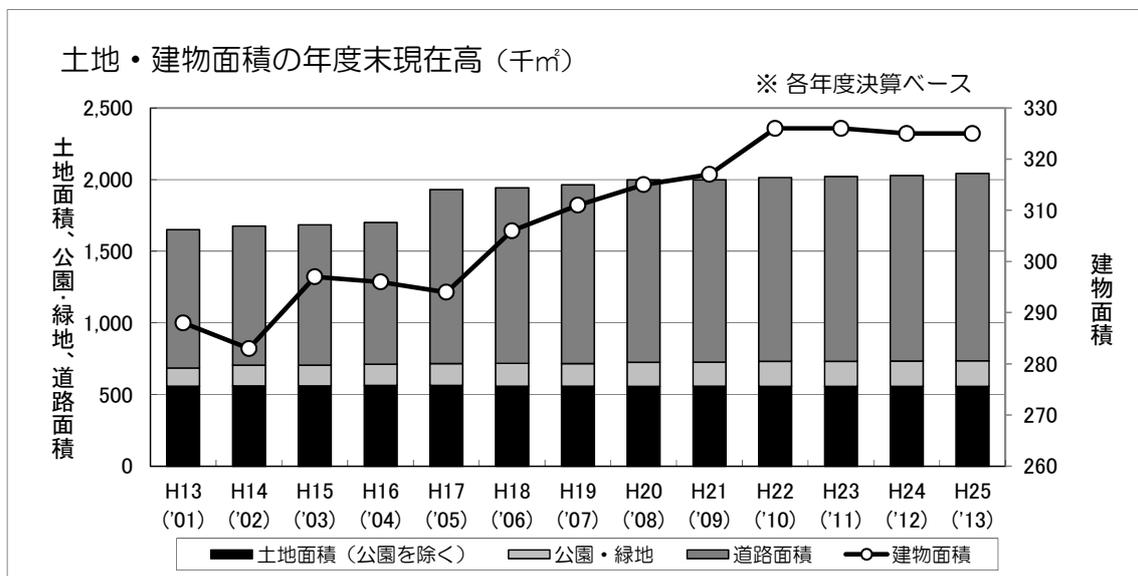


図 8 土地・建物面積の推移

² 施設白書 2015（平成 27（2015）年 3 月）による。

³ 平成 26（2014）年 1 月 1 日現在の人口 197,546 人による。

⁴ 東洋大学 PPP センター 社会資本基礎データ研究会「全国自治体公共施設延床面積データ調査」（平成 24（2013）年 1 月 11 日公表）による。

(2) 施設種別ごとの保有状況

【公共施設】

建物面積を施設種別に見ると、最も面積が大きいのが小学校・中学校で、192,426㎡を保有しており、市全体の公共施設の56.6%を占めています。

2番目に大きいのが市庁舎で、21,773㎡を保有しています。田無庁舎、保谷庁舎、その他分庁舎に分散して存在しているため、利便性の向上等を目指して統合の議論が進められています。

3番目に大きいのがスポーツ施設で、14,138㎡を保有しています。スポーツセンター、南町スポーツ・文化交流センターきらっと、総合体育館、武道場などの施設が存在します。

その他の施設種別については、表1のとおりです。

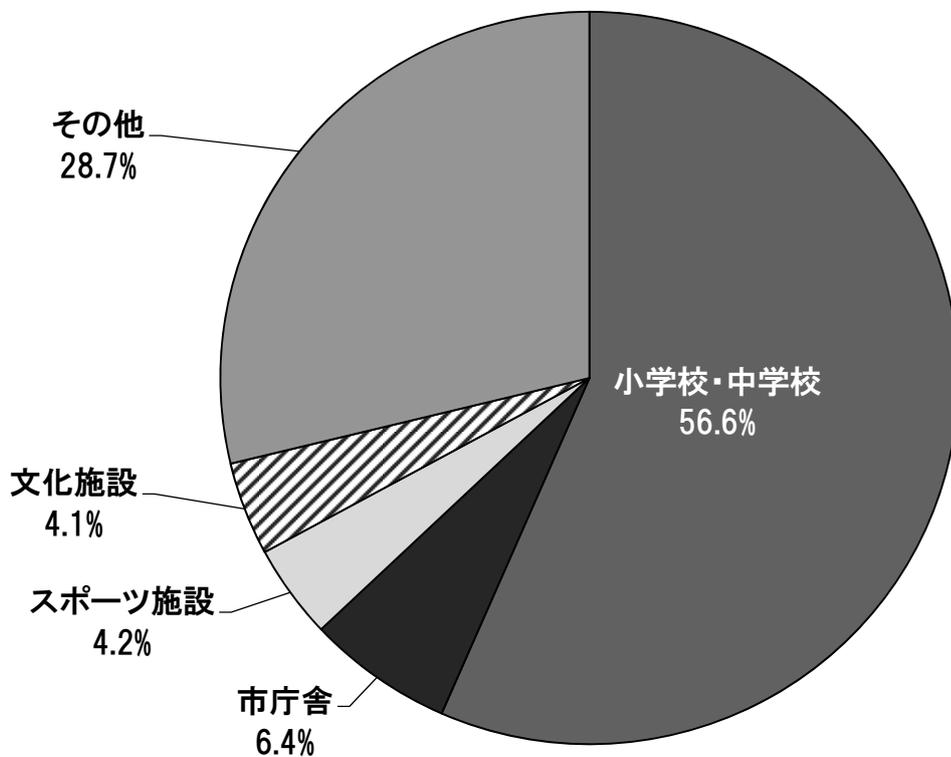


図 9 施設種別の建物面積割合(市有・借家合計)

表 1 施設種別の土地・建物面積

	土地(m ²)		建物(m ²)		
	市有	借地	市有	借家	構成比
1 市庁舎	34,252	0	21,773	0	6.4%
2 出張所	39	0	273	0	0.1%
3 図書館	2,459	493	3,725	2,208	1.7%
4 公民館	184	6,081	2,005	4,085	1.8%
5 文化施設	3,498	0	13,218	826	4.1%
6 市民交流施設	4,832	3,828	3,767	984	1.4%
7 小学校・中学校	389,471	5,931	192,426	0	56.6%
8 児童館	9,064	7,421	8,748	488	2.7%
9 学童クラブ	992	915	4,264	294	1.3%
10 保育園	12,525	10,234	9,695	2,742	3.7%
11 保健福祉施設	2,675	0	8,092	0	2.4%
12 高齢者福祉施設	5,751	325	7,269	274	2.2%
13 障害者福祉施設	5,176	0	5,315	0	1.6%
14 消費者センター	706	0	409	0	0.1%
15 市営住宅等	7,023	1,663	937	2,711	1.1%
16 消防・防災関連施設	3,536	317	4,344	125	1.3%
17 環境施設	3,229	0	1,381	0	0.4%
18 住吉会館	4,362	0	2,629	0	0.8%
19 スポーツ施設	10,829	69,229	14,138	0	4.2%
20 その他の社会教育施設	13,203	6,935	4,534	0	1.3%
21 代替店舗	960	0	2,237	0	0.7%
22 駐車施設	4,840	13,780	7,424	0	2.2%
23 公園・緑地	179,841	89,429	842	0	0.2%
24 道路	0	968	37	0	0.0%
25 下水道施設	3,925	62	1,429	0	0.4%
26 その他諸施設・用地	31,995	4,153	4,571	0	1.3%
合計	735,367	221,764	325,482	14,737	100%

※平成 26 (2014) 年 3 月時点

【インフラ】

① 道路・橋りょう

市道の延長は 235,134m、面積は 1,306,665 m²です。この中には、市が管理している橋りょうが含まれています。市が管理している橋りょう（橋長 2m 以上）は、42 橋あります。

※平成 26（2014）年 3 月時点

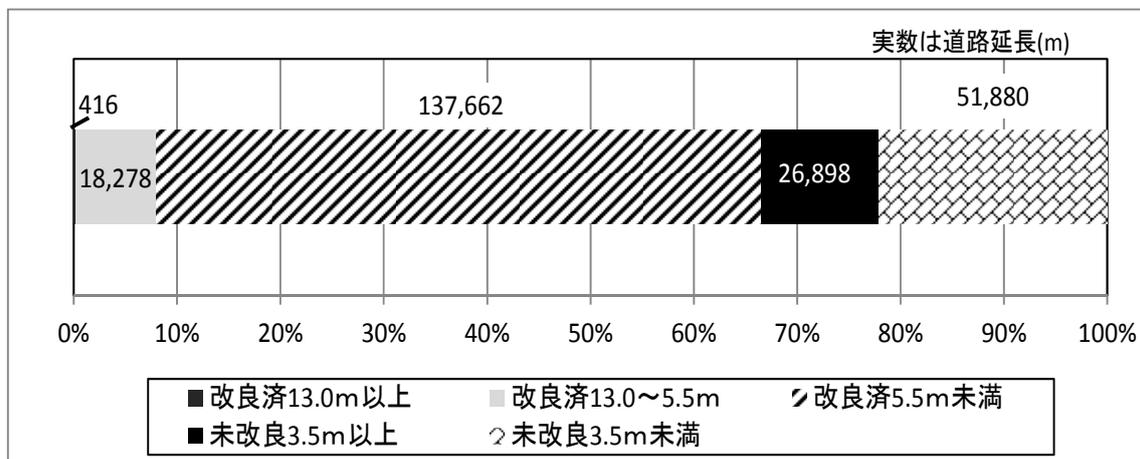


図 10 幅員別道路延長

② 公園・緑地

市が管理している公園は、市立公園（児童遊園を含む）が 240 か所、面積は 248,982 m²です。また、公園のほかに市が管理している緑地等が 3 か所、面積は 5,292 m²です。

③ 下水道

市の下水道は分流式のため、汚水と雨水を別々の管路系統で排除しています。汚水管きよは延長約 386km、雨水管きよは延長約 9km あり、市内の下水道（汚水）の整備は、ほぼ完了しています。

(3) 保有の推移

【公共施設】

市の公共施設は、高度経済成長期の急激な人口増加により、昭和 40 年代から昭和 50 年代（1965～1984 年頃）にかけて教育施設を中心に整備が進められ、この頃に整備された公共施設の多くは数年後に更新の時期を迎えます。

近年では、平成 13（2001）年度から平成 22（2010）年度までの新市建設計画の期間中に、合併特例債等の活用により、多くの公共施設が整備されています。

特に課題となるのは、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設の維持管理であり、その約半数が小学校・中学校で占められています。後述の劣化状況からも明らかのように、この頃に整備された公共施設の老朽化の進行は著しく、近く抜本的な対応を求められることが予想されます。

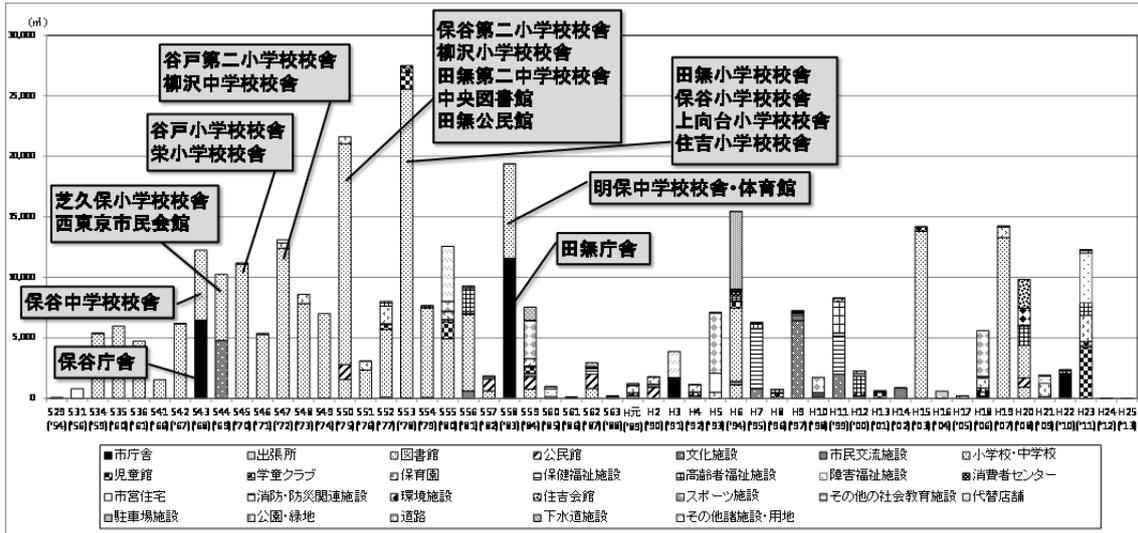


図 11 築年別・施設種別保有量（総面積）

【インフラ】

① 道路・橋りょう

市道の延長及び面積は、平成 13（2001）年の合併以降、都市計画道路の整備や住宅開発等に伴い増加し続けており、延長で 19.4%、面積で 37.0%増加しています。

市が管理する橋りょうについては、昭和 50（1975）年度に大きく増加したのち、平成に入ってから大きな変動がありません。

② 公園・緑地

市が管理している公園・緑地については、平成 13（2001）年の合併以降、西東京いこいの森公園など新規の公園整備や住宅開発などに伴う公園等の提供により、公園数・面積ともに増加しています。

③ 下水道

市の下水道のうち、汚水管きょについては、昭和 49（1974）年度から平成 4（1992）年度にかけて集中的に整備され、平成 5（1993）年度以降の整備延長は微増です。



石神井川に架かるけやき橋



ボックスカルバート

2 公共施設等の耐震化の状況

(1) 公共施設

市では、旧耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月改正以前の建築基準法による基準）で建てられた公共建築物のうち、震災時の拠点施設としての機能確保の観点から、防災上重要な公共建築物について、優先的に耐震診断、耐震改修を実施してきました。平成 27（2015）年 10 月現在では、表 2 に示す公共施設が耐震化未実施施設となっていますが、平成 27（2015）年度中に耐震改修促進計画及び公共施設保全計画の改定が予定されており、公共施設の耐震化の実施方針について検討を進めるとともに、順次耐震化の対応をしていきます。

表 2 耐震化未実施施設一覧

施設名称	建築年	構造	床面積(m ²)	備考
西東京市民会館	1969	RC造	4,781	合築複合化 基本プラン策定中
北原地区会館	1954	W造	90	
芝久保地区会館 北芝久保学童クラブ	1981	RC造	692	
芝久保第二地区会館	1974	RC造	34	
田無町地区会館	1979	W造	91	
谷戸第二地区会館	1978	LS造	48	
消防団第9分団詰所 東町市民集会所	1981	LS造	101	消防団第9分団詰所 建替え工事中
住吉町六丁目倉庫	1981	LS造	52	
西原北児童館 けやき第二学童クラブ	1980	RC造	560	
中町児童館 中町学童クラブ	1978	RC造	599	
田無柳沢児童センター 田無柳沢学童クラブ	1980	RC造	461	
ひばりが丘北児童センター ひばりが丘北学童クラブ	1978	RC造	600	
泉町市営住宅	1956	W造	412	
東伏見市営住宅	1956	W造	382	
西原自然公園（トイレ）	1979	LS造	22	
柳沢小学校開放用トイレ棟	1981	LS造	2	
中央図書館・田無公民館	1975	RC造	2,812	合築複合化 基本プラン策定中

※平成 27（2015）年 10 月時点

(2) インフラ

① 橋りょう

市内の橋りょうは全て鉄筋コンクリート橋もしくは鋼橋であるため、橋りょう長寿命化修繕計画・道路ストック点検に基づき調査し、震災時における避難、救援、支援・救護活動、復旧活動等に支障のないよう、計画的な補修等の対応を図ります。

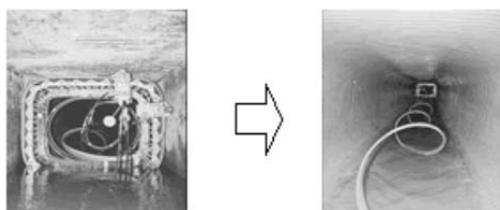
② 下水道

下水道総合地震対策計画に基づき、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度までの間に重要な幹線等の耐震化を完了させることとしています。

避難所等からの排水を受ける管きょのうち、陶管を使用していた箇所については、優先度が高いことから既に耐震化工事を完了しました。引き続き、軌道下や河川下の管きょについても耐震対策に取り組みます。

その他の管きょについては、中長期的な計画として下水道長寿命化計画の策定後の老朽化対策と併せて耐震化対応を図ります。

<更生工法の採用>



掘り返しをせずプラスチック材により既存管きょの内面を被覆

(掘り返し不要の改築更新技術)

出典：下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方 (案)

3 公共施設等の老朽化の現状

(1) 公共施設

市では定期的な簡易劣化診断により、施設の劣化状況を把握しています。簡易劣化診断では、表3に示すとおり建築物の外部、内部、空調機器、電気設備などの部位ごとに劣化状況を5段階で評価し、建物全体で総合的に判断し、劣化度の判定を行っています。

簡易劣化診断でD、Eと評価された建物について、平成20（2008）年度の調査では、建物数比で全体の約17%でしたが、平成25（2013）年度では、建物数比で約24%と、7ポイント増加しています。特に延床面積で見ると、全体のほぼ半分まで増加しています。

表3 劣化状況の判定と部位別5段階診断

部位の状態	健全度
健全な状態	I
ほぼ健全な状態	II
劣化が少し進んだ状態	III
劣化がかなり進んだ状態	IV
劣化が著しく進んだ状態	V

判定	部位別5段階診断との対応	劣化状況
A	下記に該当しない施設。	健全又は部分的劣化（小）
B	Ⅲが3部位以上ある。	包括的劣化（小）
C	Ⅳ～Ⅴの部位がある。	部分的劣化（大）
D	Ⅳ～Ⅴを含み、Ⅲが3部位以上ある。	包括的劣化（中）
E	Ⅳ～Ⅴが2部位以上ある。	包括的劣化（大）

※簡易劣化診断の判定結果より

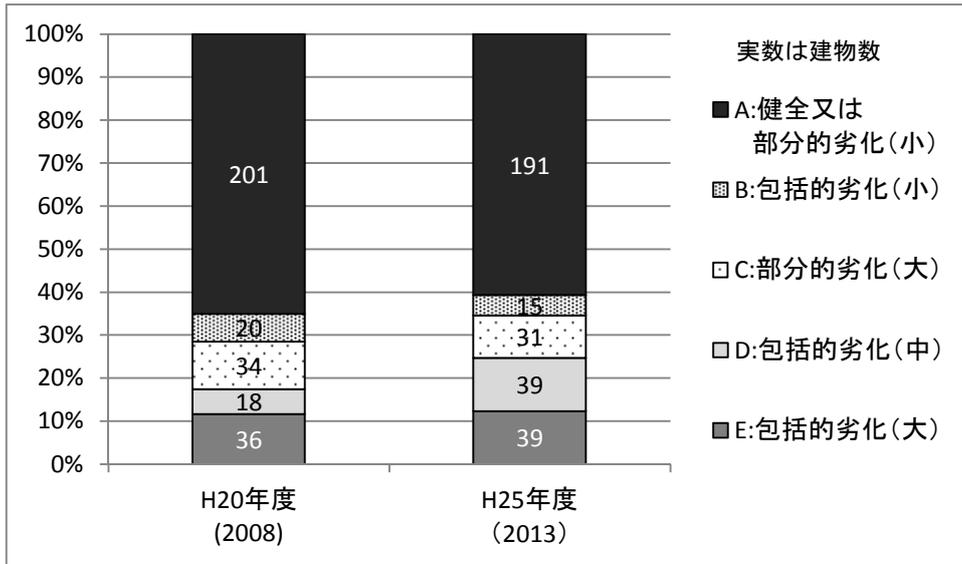


図 12 劣化状況判定別施設件数

※簡易劣化診断の判定結果より

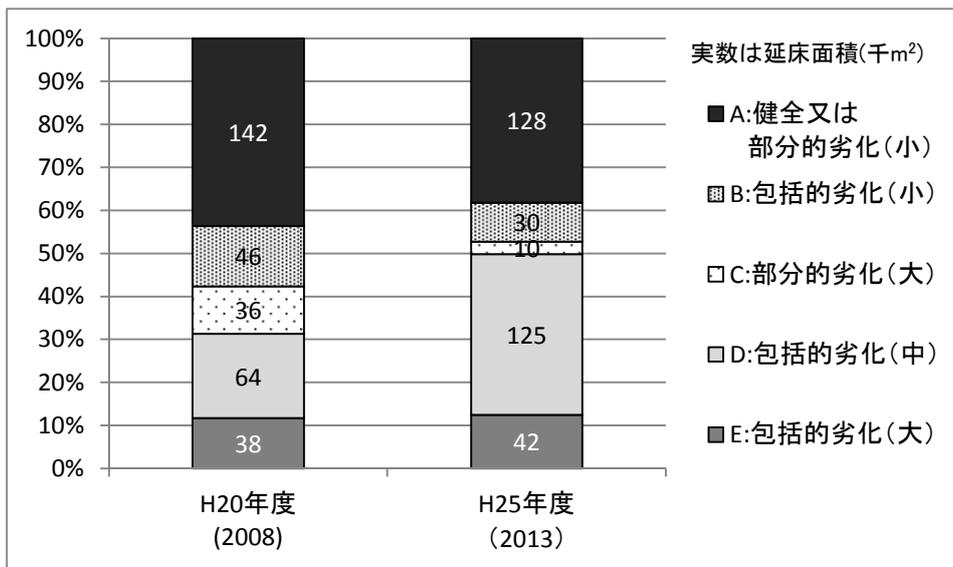


図 13 劣化状況判定別施設延床面積

(2) インフラ

① 道路

道路ストック点検により、劣化状況や空洞の有無などを調査していますが、老朽化等による傷みが目立つ路線も増えてきています。

② 橋りょう

市の管理する橋りょうは、その大半が架設から 40 年程度の年数を経ており、老朽化が進みつつあります。

③ 公園

公園遊具については、平成 21（2009）年度から平成 22（2010）年度に大規模な遊具取替及び補修工事を実施し、緊急度の高い遊具の対応を完了したのちも、点検結果等に基づき、計画的な遊具取替及び補修工事を行っており、適正な状態が保たれています。

④ 下水道

平成 35（2023）年度以降、標準耐用年数 50 年を経過する老朽管が増加し、25 年後の平成 60（2048）年度には污水管きよの 84.3%にあたる延長 325 kmが標準耐用年数を超える見込みです。

4 公共施設等のコスト推計

(1) 公共施設

市の所有する公共施設について、表 4 に示す前提条件に基づき更新を行った場合、今後 30 年間の更新費用は約 1,221 億円と見込まれており、1 年あたり約 40.7 億円となります。総合管理計画の計画期間である今後 18 年間では、更新費用は約 673 億円と見込まれており、1 年あたり約 37.4 億円となります。

計画期間中は、財政状況と将来見通しを踏まえ、毎年約 20 億円の予算が確保されたとしても、1 年あたり約 17.4 億円の不足が生じます。また、計画期間以降にも更新費用のピークの到来が見込まれます。

限られた財源の中で、更新費用をいかに抑えるか、更新時期の集中をいかに緩和及び平準化するかが大きな課題となっています。

表 4 公共施設の更新費用推計の前提条件

	大規模改修	建替え
期間（建築後）	30 年	60 年
設定単価	行政系・文化系等施設 25 万円/㎡	行政系・文化系等施設 40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション 施設 20 万円/㎡	スポーツ・レクリエーション 施設 36 万円/㎡
	学校・子育て支援施設等 17 万円/㎡	学校・子育て支援施設等 33 万円/㎡
	公営住宅 17 万円/㎡	公営住宅 28 万円/㎡

※施設白書 2015 による

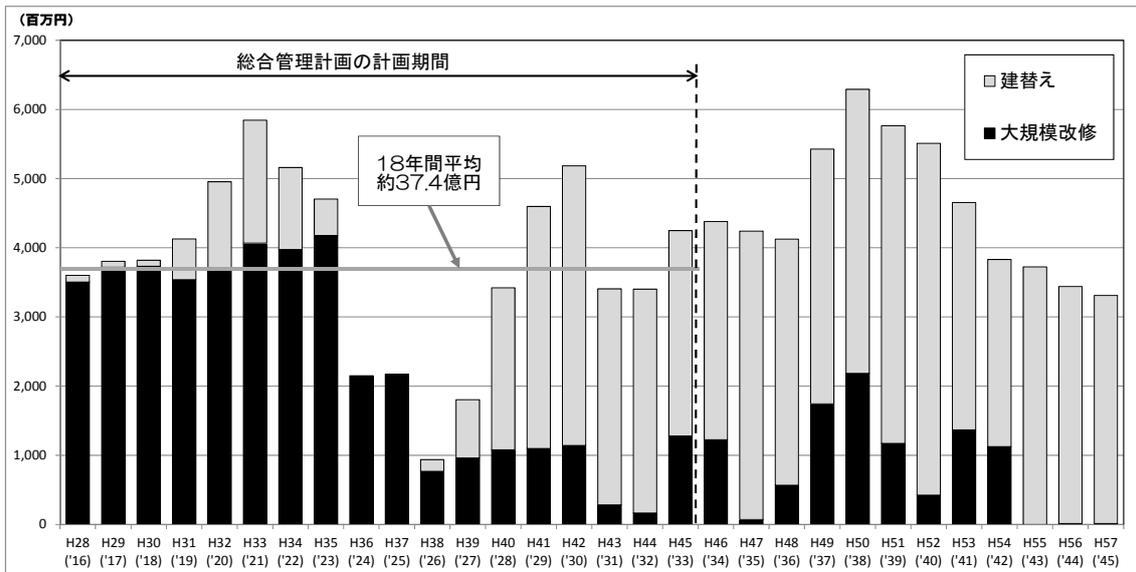


図 14 公共施設の更新費用推計

(2) インフラ

① 道路

市道に対して、表5の前提条件^{※5}の下で、舗装修繕等を行うと想定した場合、年平均の必要額は約 6.3 億円と想定されます。特に、幅員が 5.5m 未満の規格改良済の道路総延長が最も長く、修繕費用の中でも大きな割合を占めています。

今後、予防保全型の維持管理の導入により、長寿命化や維持管理コスト縮減に向けた取組が重要となります。

表 5 道路の将来修繕費推計の前提条件

	規格改良済			未改良	
	13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	3.5m 以上	3.5m 未満
総延長(m)	416	18,278	137,662	26,898	51,880
耐用年数想定値(年)	10	20	30	30	30
	総延長を耐用年数で割った値が、各年の舗装修繕量と想定				
単価(円/㎡)	20,000	20,000	20,000	13,000	13,000

※平成 26 (2014) 年 3 月時点

⁵耐用年数想定値や修繕費単価は、実績を踏まえて設定。

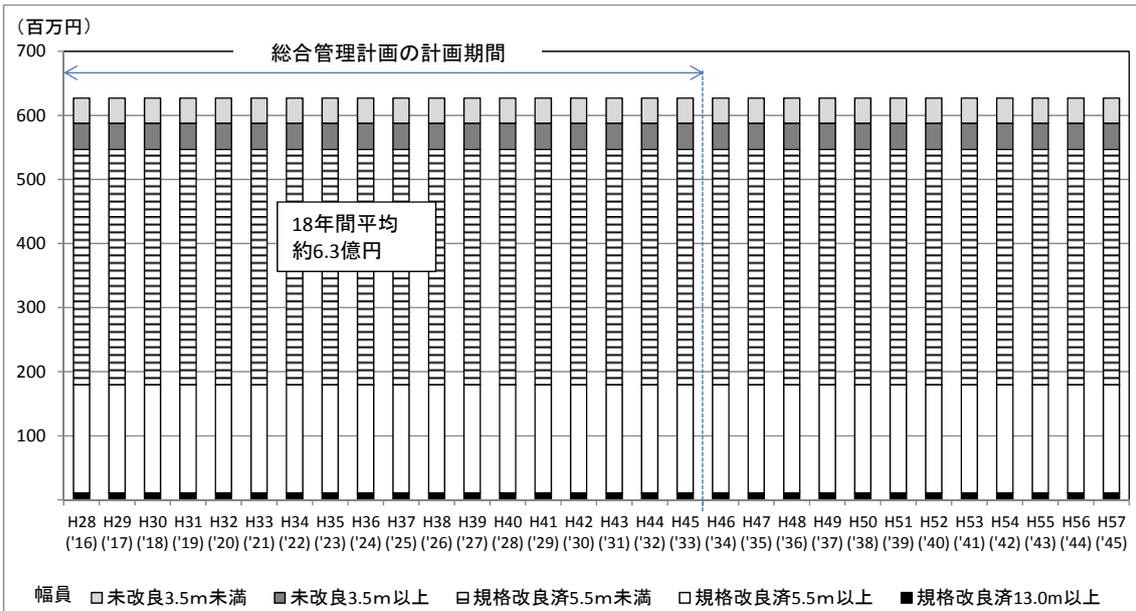


図 15 道路の将来修繕費用

② 橋りょう

橋りょう長寿命化修繕計画では、市が管理する橋りょう（橋長2m以上）42橋の中から、標準的な構造形式を有する道路橋のうち、ボックスカルバート橋を除いた15橋を対象として、今後必要となる将来修繕費用を、従来型の事後保全型維持管理と予防保全型維持管理を適用した場合のライフサイクルコストとして、それぞれ推計しています。

事後保全型維持管理を適用した場合、今後30年間では、年平均で1,378万円、累計で4.1億円となり、総合管理計画の計画期間では、年平均で813万円、累計で1.5億円となります。また、平成45（2033）年から平成47（2035）年にかけて修繕費用が増大し、平成51（2039）年にピークを迎えます。

一方、予防保全型維持管理を適用した場合には、今後30年間では年平均で493万円、累計で1.5億円となり、計画期間では年平均で約537万円、累計で約1億円となります。事後保全型維持管理に比べ、今後30年間で約2.6億円（約64%）の縮減が見込まれ、計画期間では約0.5億円（約33%）の縮減が見込まれます。

また、予防保全型維持管理の適用により、修繕費用の集中を一定程度緩和・平準化することができます。この予防保全型維持管理の導入のためにも、日常のパトロールを通じて、健全度を的確に把握し、劣化が確認された場合には、将来の劣化の進行を予測し、適切な対応を実施するための仕組みや体制の構築が重要となります。

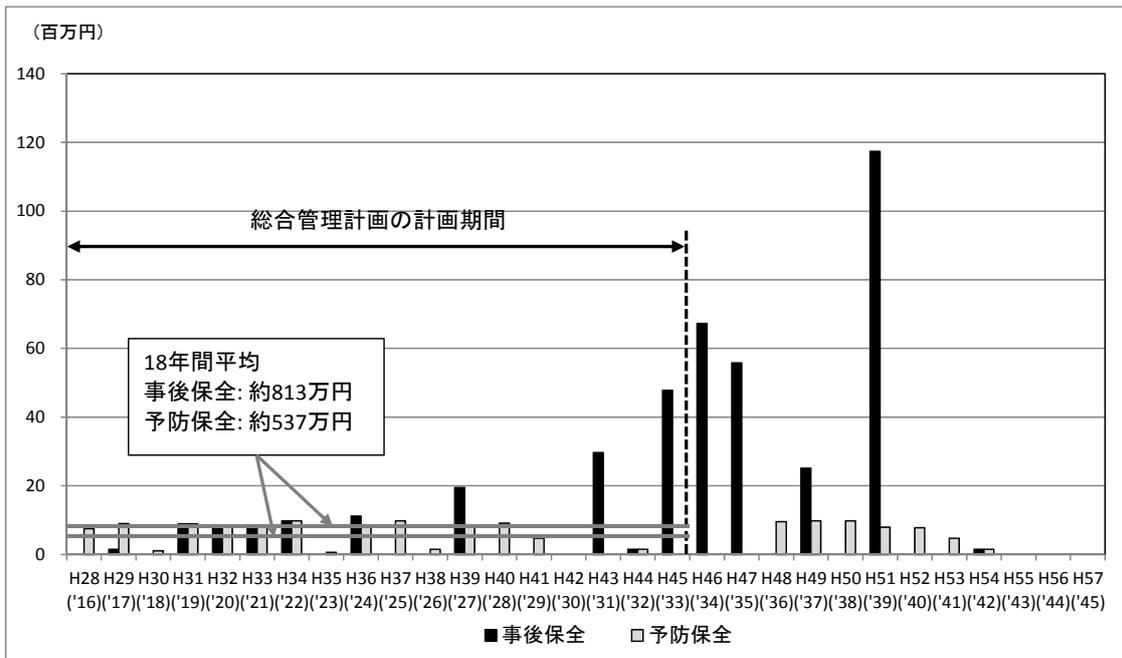


図 16 橋りょう長寿命化修繕計画における将来修繕費用

③ 下水道

現行の下水道プランで示されている将来更新費用予測によれば、今後 30 年間で 1 年あたり約 22.2 億円が必要となり、総合管理計画の計画期間では約 16.9 億円が必要となります。特に、平成 40 年代後半（2033～2037 年頃）に更新が集中すると予測されています。

施設更新の財源確保にあたっては、維持管理コストの抑制に努めるとともに、下水道使用料収入の推移や市の債務負担の増加の抑制、債務削減に留意しながら、受益者負担の見直しも含め検討を進める必要があります。

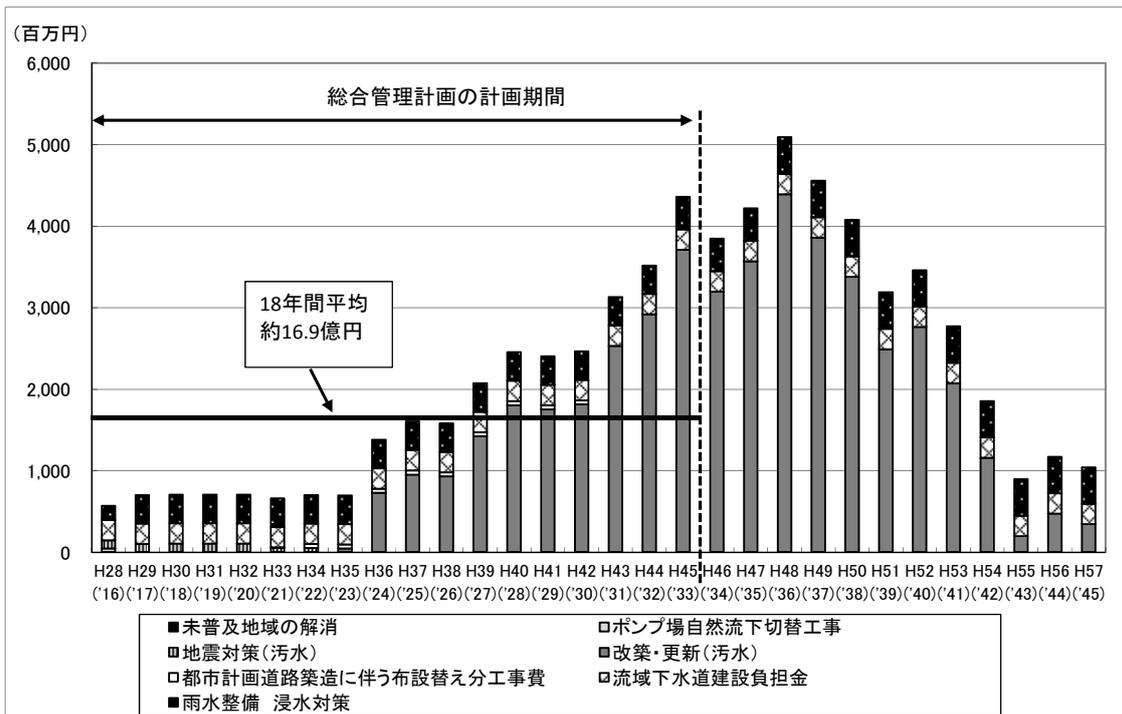


図 17 下水道施設の更新費用推計（事業別）

5 公共施設等の現状から予測される課題

(1) 施設保有面

市では、平成 13（2001）年の合併以降、施設の削減が進まなかったことで、機能が重複している施設が存在していると考えられます。

今後は、市民ニーズや社会状況の変化を的確に捉え、いかに施設の統廃合等を進め総量抑制を図っていくかが大きな課題となっています。

(2) 施設保全面

市では、老朽化した公共施設の量が増えつつあり、老朽化施設の更新対応は、今後 10 年程度の短い期間に集中することが予想されます。このような短期間に、財政負担が集中することは財政運営上望ましくなく、集中の緩和及び平準化が必要です。

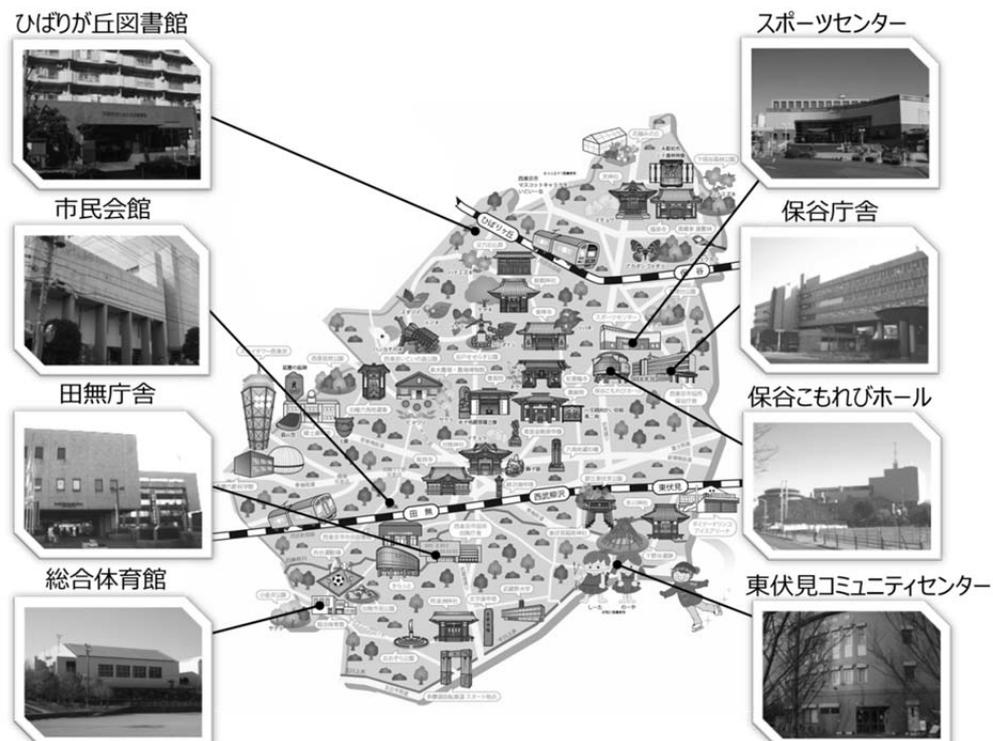
特に昭和 40 年代から昭和 50 年代（1965～1984 年頃）にかけて集中的に整備された小学校・中学校について、今後、老朽化に伴う更新投資の集中が懸念されています。

施設の劣化状況を適切に把握するとともに、維持管理の効率化に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

(3) 財政面

公共施設等のコスト推計結果によると、総合管理計画の計画期間において年平均で約 60 億円が必要となり、財政状況と将来見通しを踏まえ、近年の投資的経費と同程度の約 50 億円の予算が毎年確保されたとしても、約 10 億円の不足が生じます。

今後は、施設更新費用の縮減、更新投資の集中の緩和及び平準化が大きな課題となります。



1 目標及び目標値

これまで述べてきたとおり、市の公共施設等は合併以降増加しており、厳しい財政状況の下では、全ての公共施設の更新需要に対応することは不可能です。

今後の公共施設の方向性は「総量抑制」とし、高度化・複雑化する市民ニーズや社会状況の変化、ライフスタイルの多様化等に対応するため、施設の適正配置・有効活用により、市民の安全・安心の確保や市民サービスの維持・向上に努めます。

インフラの方向性については、公共施設とは異なり総量抑制が困難であることから、計画的な整備や長寿命化・耐震化などの取組により、効果的かつ効率的な管理を実施します。

公共施設等の管理（マネジメント）については、第4次行財政改革大綱で掲げた市の目指すべき将来像を目標として取組を進めることとし、取組の進捗を測定するための目標値及び適正さを判断するための財政指標（資産老朽化比率、債務償還可能年数）を設定します。

《目標》

市民サービスの維持・向上を実現できる

「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」

～第4次行財政改革大綱「目指すべき将来像」より～

《目標値》

平成 25（2013）年度末時点の公共施設保有量（総延床面積）を平成 45（2033）年度までに「10%削減」します。

目標値の考え方

- 各世代が対象となる施設※について、各世代の人口増減率に基づき、平成45（2033）年度の施設保有量（総延床面積）を推計したところ、約9.0%の減少。
- 生産年齢人口の増減は市財政（歳入）に大きく影響するため、増減率にあわせて施設保有量（総延床面積）も、約10.7%の減少。
- 平成13（2001）年度の西東京市誕生から現在まで施設保有量（総延床面積）は約13%の増加。



以上のことから、施設保有量（総延床面積）の削減目標値を「10%」とする。

- ※ 若年者層（0～14歳）：小学校・中学校、児童館、学童クラブ、保育園
老年者層（65歳以上）：高齢者福祉施設
全世代：市庁舎、図書館、文化施設など上記以外

＜削減目標値のイメージ＞

平成 25（2013）年度末時点の公共施設保有量（総延床面積）は、340,219 ㎡であることから、目標値の 10%削減では、約 34,000 ㎡の削減が必要です。

これを現在の公共施設の大きさを例えると、「保谷こもれびホール」の延床面積（約 6,500 ㎡）の 5 つ分（約 32,500 ㎡）とほぼ同等です。

2 目標を達成するための基本的な対策

総合管理計画の目的は、持続的な市民サービスの提供、公共施設等に要するトータルコストの削減及び安全・安心な公共サービスの提供を図るため、公共施設等を適正に管理することにあります。そのための方策として、公共施設については 5 つの基本方針を示し、インフラについても基本方針を示します。

(1) 公共施設

＜基本方針 1＞ 施設総量の抑制

1-1 施設のあり方を検討し、適正配置を推進します。

公共施設の総量抑制に向けて、施設のあり方を検証し、その結果を踏まえて今後の適正配置を進めます。検証については、施設の状況や利用実態の把握、分野での配置バランス、周辺施設の整備状況、保有する機能や役割などの視点から実施します。

また、機能や利用時間に着目し、整備当初の目的とは異なる施設活用の可能性を検討するなど利用者の利便性の維持・向上に努めます。その際には、法令上の制限や施設整備時の目的により条件付きで交付された補助金の返還などの課題を整理し、解決に向けて取組を進めます。

1-2 施設の複合化等により施設総量の削減を検討します。

施設更新時において、提供すべき行政サービスや施設機能、施設の利用状況等を検証し、その結果を踏まえ、減築や同種の機能を持つ施設の統合、異なる機能を持つ施設の複合化や存続させる意義の薄れた機能の廃止などによる施設総量の削減を検討します。

また、既存施設についても同様の観点から、不要となった部分の減築や統廃合等を検討します。

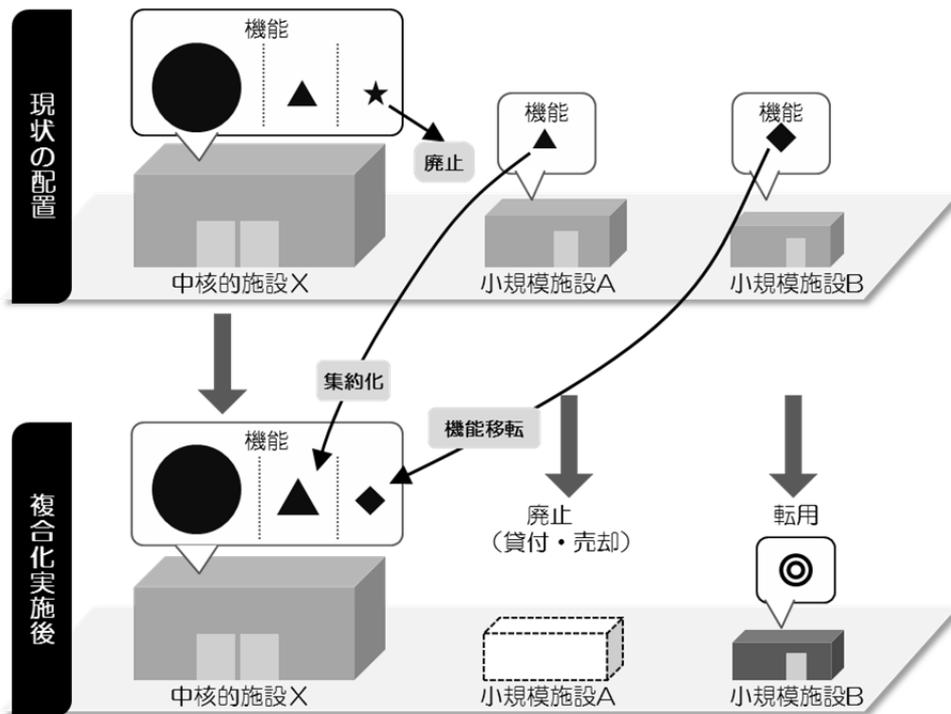


図 18 施設の複合化等のイメージ

1-3 施設の新規整備時には周辺施設との統廃合を検討します。

土地・建物を単純に増加させず、既存用地・施設を活用することを原則とするとともに、新たな用地を取得する場合には、既存用地等の売却等により財源確保を図ります。また、新たな施設を整備する場合には、統廃合や複合化により総量を抑制します。

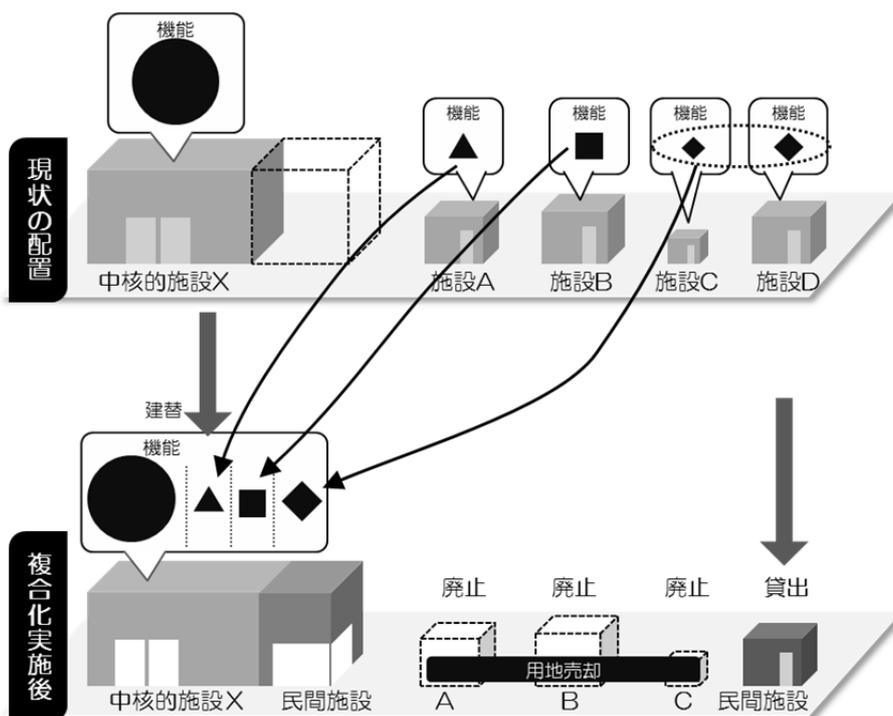


図 19 施設の新規整備と統廃合のイメージ

1-4 広域的な連携の可能性について検討します。

現在の市民生活は、公共交通機関の発達や生活様式の多様化などから市域を越えて営まれており、他自治体の施設やサービスを利用することで、市民生活の利便性の向上につながることもあります。

また、利用状況や事務の類似性等により、複数の自治体による広域的な対応が効果的・効率的なサービスもあります。そのため、施設の総量抑制と市民ニーズに対応するべく、現在も実施している図書館やスポーツ施設の相互利用など他自治体との広域的な連携の可能性を積極的に検討します。

<基本方針2> 維持管理に係る費用負担の軽減

2-1 施設の集約化によりライフサイクルコストの抑制に努めます。

公共施設の統廃合等による施設の複合化・集約化が施設維持管理コストの削減につながることから、総量抑制に取り組むとともに、施設の建替えや長寿命化など大規模な設備更新時には、施設建設又は設備更新に要する初期コストとランニングコストの合計額を総合的に勘案するほか、高効率エネルギーシステムの導入による光熱水費の抑制やLED化など経費総額の削減に努めます。

2-2 行政サービスにおける民間施設・サービス等の活用を検討します。

市が実施するサービスの一部については、市以外の多様な主体も提供していることから、サービスを民間事業者任せることにより、維持管理コスト抑制を図ることができます。このため、民間事業者が市と同様のサービスを提供している場合には、そのサービスの質を検証するとともにイニシャルコスト、ランニングコスト、利便性の確保、公共性の確保などを総合的に判断し、民間施設・サービス等の誘致・活用を検討します。

さらに、民間サービスが十分普及している分野については、事業譲渡についても検討します。

2-3 施設使用料等受益者負担の導入について検討します。

財源を安易に市民負担に求めるべきではありませんが、市民負担の公平性の観点から、特定の市民が利益を受けるサービスについては、その受益の程度やサービスの特性に応じた適正な負担について検討し、適正化を進める必要があります。

受益者負担を導入している施設も存在しますが、今後は、施設使用における受益者負担のあり方について検証し必要に応じて受益者負担の導入を検討するとともに、既に受益者負担を導入している施設についても、定期的な見直しにより適正な水準を確保します。

なお、行政運営に資する活動に利用されている実態や低所得者、障害者等に対する配慮の観点から、使用料の減免基準についても慎重に検討します。

＜基本方針 3＞ 公共施設の計画的管理

3-1 簡易劣化診断等により施設の劣化状況を適切に把握します。

公共施設の安全性や老朽化については、公共施設保全マニュアルを活用した日常点検をはじめ、法令等に基づく定期点検、簡易劣化診断等により劣化状況を把握します。その結果に基づき、施設の更新、長寿命化、修繕、廃止などの方針を検討します。

なお、診断結果に係らず、既に劣化等の課題が顕在化している施設については優先的に対応することとし、利用状況や市民ニーズ等を踏まえ、施設の廃止を視野に入れて検討します。

3-2 平常時の利用者の安全確保の観点から計画的な耐震化を実施します。

これまでは震災時の拠点施設としての機能確保の観点から防災上重要な公共施設について優先的に耐震化を進めてきましたが、一定の耐震化が終了したことから、今後については、平常時の利用者の安全確保の観点から残る公共施設等についても耐震化に取り組みます。

耐震化の検討にあたっては、施設の老朽化や利用の状況等を踏まえて存続の可否を検討します。

3-3 施設の劣化状況や将来ニーズを踏まえ長寿命化を実施します。

施設を長期間にわたり安全に使用するためには、計画的な施設改修や設備更新が必要です。施設全体の寿命は、躯体が必要な耐力を発揮しなくなった時点とされており、市では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている耐用年数を参考にしています。この耐用年数を迎える前に、躯体の健全性を調査し、良好な状況と判断された施設については、現在の利用状況や将来的なニーズを踏まえて施設の今後の方向性を検討し、必要に応じて長寿命化を実施します。

3-4 施設の劣化状況に応じて計画的な修繕を実施します。

施設を安全かつ快適に使用するためには、適正な維持管理、修繕等を実施する必要があります。これまでは、不具合が生じてから修繕を行う事後保全型維持管理を行ってきましたが、今後は施設の劣化状況に応じて計画的に修繕を行う予防保全型維持管理が必要です。

市民が安心して公共施設を利用できるようにするためにも、また、ライフサイク

ルコストを削減するためにも、施設の劣化状況に応じて優先順位付けを行い、計画的な保全を実施します。

また、社会の多様化及び状況の変化に対応するため、ユニバーサルデザインの視点に基づき、施設のバリアフリー化による利便性向上も必要に応じて検討します。

<基本方針4> 公共施設等の跡地活用

4-1 跡地は原則として施設の総量抑制のために活用します。

総量抑制の取組により、今後創出される用地等（以下「創出用地等」という。）については、老朽施設の建替えや大規模改修による仮設・代替施設等の活用が望ましい場合を除き、更なる統廃合や複合化、転用のための用地等として活用します。

4-2 跡地は施設整備等の財源として活用します。

創出用地等は、施設整備等の財源としての活用が望ましい場合は、市場動向を踏まえつつ、売却又は貸付を行います。

なお、売却又は貸付にあたっては、特定の行政目的の達成に寄与する方法について検討するとともに、中長期的な貸付が可能な場合は、定期借地権の設定など効果的・効率的な方法を検討し活用します。

4-3 跡地を真に必要な行政需要として活用する場合は、十分に検討します。

総量抑制に向けた活用又は施設整備等の財源としての活用以外に創出用地等を活用する場合は、その必要性について十分検討したうえで、真に必要な行政需要に限定し活用することとします。

なお、活用の検討にあたっては、土地・建物に充当されている補助金等を的確に把握し、施設の廃止、転用等による返還や繰上償還についても十分検証します。

<基本方針5> 各種財源の活用

5-1 国や都の補助制度活用による特定財源確保に努めます。

国や都の補助制度については、従来各所管部局に向けてのみ情報提供されていましたが、昨今は、1つの補助制度が複数の所管部署を対象とする場合も見受けられます。これらの補助制度を有効に活用するため、市の事業内容を精査し、補助対象事業への変更を検討するとともに、積極的な情報収集により、新たな補助制度等の利活用に努めます。

<財源等に関する最近の動き>

平成26(2014)年度に国は「公共施設等最適化事業債」及び「地域活性化事業債(転用事業)」を創設しました。

これは、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ公共施設等総合管理計画を策定し、複数の施設の集約・複合化により既存面積減少や施設転用を行った場合、その建設費に係る地方債の元利償還金について一部を交付税措置するものです。

5-2 基金・市債を活用していきます。

施設整備は多大な財政負担となることから、後年度負担への影響を検討し、財政負担の平準化を目指して適正な基金及び市債を活用していきます。

5-3 大規模施設整備事業を実施する際は民間資金の活用も検討します。

大規模施設整備事業を実施する際はPFI等の民間資金の活用を検討するとともに、既存施設の維持管理コストの削減のため、指定管理者制度などの民間活力の活用を検討していきます。

(2) インフラ

<基本方針> インフラの計画的な管理

インフラは、市民生活を支える重要な都市基盤であることから、今後、計画的な管理を推進することで、維持管理コストの縮減を図るとともに、インフラのサービスレベル向上を推進することが重要となります。

1 定期的な点検・巡視等によりインフラの劣化状況を的確に把握します。

インフラの計画的な維持管理には、各インフラの状態を踏まえた適切な対策の検討・実施が重要です。定期的な点検や巡視等を通じて、各インフラの劣化状況を把握するとともに、劣化状況に応じた対策の早期検討、計画的な実施を推進します。

2 マネジメントサイクルに基づき維持管理を効率化します。

維持管理コストの縮減やサービスレベルの向上に向けて、維持管理指標に基づく業務管理、サービスレベルの達成状況の把握や、これらを踏まえたサービスレベル改善に向けた検討、次年度以降の維持管理への反映等、マネジメントサイクルに基づく維持管理の効率化を推進します。

3 ライフサイクルコスト縮減に向けて予防保全型維持管理を推進します。

ライフサイクルコスト縮減に向けて、従来の事後保全型維持管理から、予防保全型維持管理への転換を図ります。

その際には、各インフラの特徴に合わせて、予防保全型維持管理の効果を検証しながら、最適な管理手法の導入を進めます。

4 市民の安全・安心な暮らしを支えるインフラの耐震化を推進します。

災害時の市民の安全を守るため、安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保が求められています。道路や下水道等の重要インフラの耐震化を進めます。

5 将来の更新投資のピークに備えた財源確保等の取組を推進します。

予防保全型維持管理による将来の更新投資の縮減、計画的な更新投資の実施、維持管理の効率化等により、更新投資の緩和・平準化を進めるとともに、将来の更新投資に備えた財源確保等の取組についても検討します。

1 公共施設等マネジメント庁内推進体制

総合管理計画の対象は、市が保有する全ての公共施設・インフラであることから、全庁的な体制で取組を推進する必要があります。そのため、企画総務部門が中心となり庁内連携を強化し、既存の検討組織等を活用しながら、部門横断的な取組により課題解決を図ります。また、公共施設等マネジメントの推進に必要な体制については、継続して検討することとします。

計画の推進にあたっては、行財政改革推進委員会にも報告し、適宜意見を聴取します。

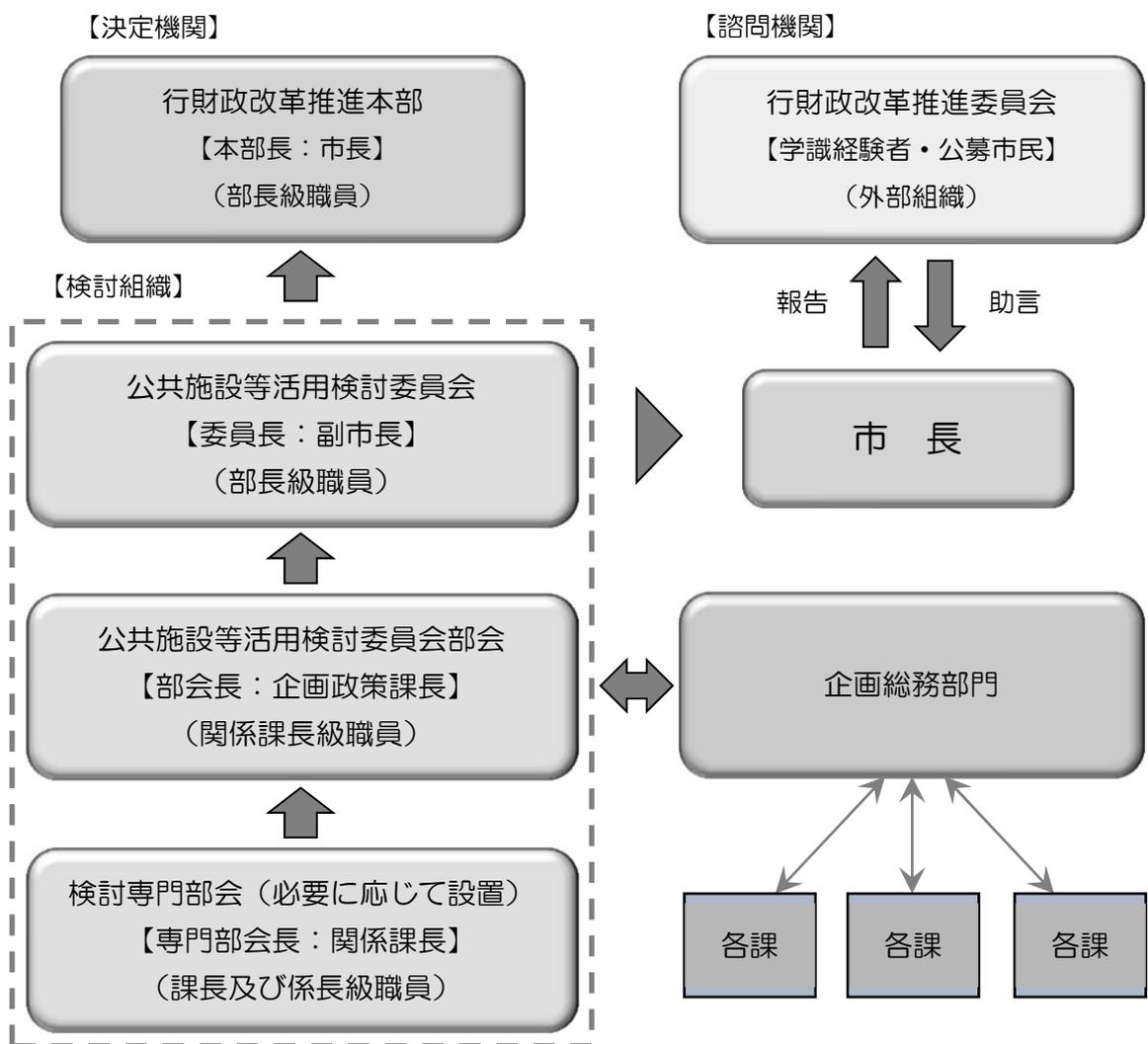


図 20 庁内推進体制

表 6 検討組織概要

1	行財政改革推進本部 (本部長：市長)	公共施設の適正配置の推進における重要な事項、方針等について決定する。
2	公共施設等活用検討委員会 (委員長：副市長)	公共施設の適正配置について総合的な視点から各分野における課題の調整解決を図る。
3	公共施設等活用検討委員会 部会(部会長：企画政策課長)	各分野における取組の全体的な進行管理と課題調整等を行う。
4	公共施設等活用検討委員会 部会専門部会(個別設定)	部門横断的な個別課題の推進体制として、活用検討委員会部会の下に新たに専門部会を位置付ける。
5	行財政改革推進委員会 (学識経験者・公募市民)	市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

また、総合管理計画の取組は全庁的な取組であることから、表6に示す各会議で議論された内容については、各課内において必ず情報共有するとともに、施設所管課においては、建築営繕課が主催する公共施設保全担当者連絡会により、技術的な知識向上や情報共有を図ります。

そのほか、総合管理計画に関係する近隣自治体との広域的な会議や民間事業者が実施する会議などにも参加し、情報収集を図ります。

なお、施設管理を推進していくために、施設・設備の改修履歴、維持管理コストや利用状況など、公共施設に係る主要なデータの一元管理・見える化を可能とする効果的・効率的なシステム（ファシリティマネジメントシステム）の導入・運用を行います。

2 進行管理の仕組み

総合管理計画の取組状況については、庁内検討組織に適宜報告するとともに、毎年、実施の翌年度に行財政改革推進本部において取組結果を評価します。

また、公共施設については、毎年度「公共施設の適正配置等を推進するための実行計画」を策定することにより、取組の適正な進行管理に努めます。

インフラに係る進行管理については、今後の個別施設計画の改定又は策定時に検討します。

3 市民・議会への情報提供

総合管理計画に基づく取組については、公共施設の総量抑制を基本とすることから、市民意向や議会の理解が必要です。このため、厳しい財政見通しや施設の現状など、取組の背景について認識を共有するとともに、これまで以上に適宜適切に市民及び議会に対して情報を提供するよう努めます。

4 市民意見聴取等

施設の見直しを行う場合は、その施設の必要性等について検討する必要があり、施設を存続させる場合は、その施設が真に地域の住民をはじめとする市民全体の需要に即したものとなるよう、既存施設の利用者の意見だけでなく、潜在的なニーズの把握にも努める必要があります。

このため、各種計画の策定時に行う市民アンケート等により需要の所在を見出していくとともに、人口等の統計データを活用して将来の需要動向の予測を行うなど、各地域の施設需要を中長期的な視点から見極めながら、適正な施設配置を検討していくことが望まれます。

施設の廃止や統廃合を行う場合、施設の見直しの内容がある程度形となった段階で、その具体案に対する市民意見を聴取します。

市民意見を踏まえ、周辺住民との合意形成、利用者の利便性の確保、財政的負担の3つの要素を総合的に勘案し、適切に対応していくこととします。

また、庁舎統合のような全市的課題をはじめ、特に重要な課題については、市民意向調査やパブリックコメントなどの手法により、広く意見を聴取するものとします。

5 個別施設計画の策定

既に策定されている個別施設計画については、今後の改定や策定時に総合管理計画との整合を図ります。

公共施設等を施設類型ごとに管理するための基本的な方針については、基本方針の方向性を踏まえ、今後改定する「公共施設の適正配置等に関する基本計画」で位置付けます。

6 今後の進め方

市民ニーズや社会状況の変化を見据えるとともに、本市のあるべき行政サービス水準を見定め、人口動向、財政状況、既存施設の配置状況、ICT技術の進展等を総合的に勘案し、公共施設の総量抑制やインフラの適正な維持管理などに向けて、計画的に取組を推進します。なお、個別施設を取組にあたっては、基本方針を踏まえ、個別計画に基づき実施するものとします。

また、各施設の事業内容や利用状況等を点検し、計画期間の中間年を目途に上位計画である総合計画との整合を図り、総合管理計画の検証・見直しを行います。

なお、今後予定される新地方公会計制度や固定資産台帳の整備については、総合管理計画に活用可能であることから、ファシリティマネジメントシステムの導入とともに、それらの利活用について検討していくものとします。

巻末資料【用語解説】 (五十音順)

用語	解説
ICT	情報・通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT (Information Technology) に代わる言葉として使われている。
維持管理	施設、設備、構造物等の機能を維持するために必要となる点検・調査、補修などをいう。
合併算定替	市町村の合併に伴う財源不足額の減少防止を目的に、合併後の一定期間に限り「合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を下回らないよう」保障する普通交付税の算定の特例措置のこと。西東京市の場合、合併後 10 年間は合併算定替による普通交付税の増加額が全額保障されたが、11 年目となる平成 23 (2011) 年度から5年間で段階的に縮減され、平成 28 (2016) 年度には通常算定(西東京市として一市での算定)による交付となる。
合併特例債	建設地方債の一種で、自主的な市町村の合併を全国的に推進するため市町村の合併の特例に関する法律の下に合併市町村が策定した市町村建設計画(西東京市では「新市建設計画」)に基づく事業を対象とした借入れができるもの。 事業費の 95%について地方債の発行が可能で、その元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
義務的経費	歳出のうち、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費のこと。人件費、扶助費、公債費が該当する。
経常収支比率	地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されているもの。この比率が低いほど、市が自由に使うことのできる財源が多く、新たな市民ニーズに対応する余力があると言える。一般的には、70~80%が適正水準とされている。
経常的経費	毎年度継続的、恒常的に支出される経費。人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等が該当する。
減築	現状の建物床面積を減らすこと。利用の少ない部屋数を減らして使いやすくするほか、建物の総重量を減らして耐震性を高める目的で行われることもある。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、建物を有する施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、下水道も含む包括的な概念を指す。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を建替えなどにより、同程度の機能に再整備すること。
債務償還可能年数	市債残高を経常的に確保できる資金で返済した場合に完済までに要する年数のこと。
事後保全型維持管理	施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。
資産老朽化比率	土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合のこと。(算式) 減価償却累計額 ÷ 償却資産取得価額 × 100
修繕	老朽化や故障により損なわれた機能等を一定程度、回復すること。

用語	解説
新市建設計画	市町村の合併の特例に関する法律に基づき策定された合併市の基本計画のこと。本市における計画期間は、平成 13（2001）年度から平成 22（2010）年度までの 10 年間とし、合併に伴う様々な財政措置はこの計画に盛り込まれている事業にのみ適用された。
新地方公会計制度	これまでの地方自治体の会計制度（現金主義・単式簿記）に対し、企業会計手法（発生主義・複式簿記）を導入することにより、保有資産や負債状況を適切に把握し、地方自治体の財政状況等をわかりやすく示すための新しい公会計制度のこと。保有資産や債務の適正管理、有効活用など、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資することができる。国からは、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 29（2017）年度までに作成し、予算編成等に活用するよう要請された。
長寿命化	長寿命化工事の実施や、予防保全型維持管理の実施により、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、建物の機能や性能を求められる水準まで引上げること。
投資的経費	歳出を性質別に分けた場合の 1 区分のこと。道路、橋りょう、公園、学校の整備など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及びそれら以外の普通建設事業費の 3 種類に分類される。
道路ストック点検	倒壊、落下による道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、本来部材及び附属施設の損傷状況を把握することを目的として、近接目視や打音検査、触診等を実施するもの。対象施設は橋りょう、トンネル、舗装、道路附属物などがある。
西東京市第 2 次総合計画	西東京市総合計画条例に基づき策定された市の最上位計画のこと。平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間で計画期間としている。
西東京市第 4 次行財政改革大綱～地域経営戦略プラン～	「西東京市第 2 次総合計画」が目指す市の将来像を健全な行財政運営の側面から支えるため、第 2 次総合計画と同様に平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間を実施期間として策定された大綱のこと。
バリアフリー	障害者・高齢者等の社会的弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障害を取り除いた事物や状態を指す。
PFI	民間の資金や経営手法・技術力を用いて公共施設などの社会資本を整備すること。官民の役割分担を事前に取り決め、公共施設の整備や維持管理を民間企業に任せ、効率的に良質な公共サービスを提供しようとするもの。
ファシリティマネジメント	企業や団体などが活動するための施設や環境（ファシリティ）を管理し活用する経営手法をいう。
防災上重要な公共建築物	市庁舎、避難所となる小学校・中学校、不特定多数の者が利用する集会場施設等を指す。

用語	解説
ボックス カルバート	地中に埋設される箱型の構造物、箱型の暗きよのこと。道路、水路、通信線等の収用など各種の用途に使用される。
ユニバーサル デザイン	年齢や障害の有無などに関わらず最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるよう設計（デザイン）すること。
予防保全型 維持管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。
ライフサイク ルコスト	建物の企画設計、建設、運用管理及び廃棄処理段階まで、その建物にかかる関連費用の総計をいう。

西東京市公共施設等総合管理計画

～公共施設等マネジメント基本方針～

編集・発行

西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

電話番号 042-460-9800

F A X 042-463-9585

メールアドレス kikaku@city.nishitokyo.lg.jp